



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………(人事課)……3
 大和高田市職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(")……4
 大和高田市立解放青少年会館設置条例施行規則等に規定する休館日の特例に関する規則を廃止する規則……………(企画法制課)……10

訓令

大和高田市建設工事設計変更事務取扱要領……………(契約監理室)……10

告示

引取りのない放置自転車等の処分……………(生活安全課)……12
 公示送達……………(税務課)……12
 公示送達……………(収納対策室)……13
 職権による消除……………(市民課)……13
 職権による消除……………(")……13
 放置自転車等の移動・保管……………(生活安全課)……14

公告

農用地利用集積計画の縦……………(産業振興課)……14
 天満配水場緊急遮断弁及び流量調整弁設置工事に関する条件付き一般競争入札公告……………(契約監理室)……14
 無停電電源装置取替修理工事に関する条件付き一般競争入札公告……………(")……17
 配水管布設替工事及び消火栓新設工事(出第1工区)に関する条件付き一般競争入札公告……………(")……19
 配水管布設工事及び消火栓新設工事(藤森)に関する条件付き一般競争入札公告……………(")……21
 配水管布設替工事(根成柿第1工区)に関する条件付き一般競争入札公告……………(")……23
 配水管布設替工事及び消火栓新設工事(根成柿第2工区)に関する条件付き一般競争入札公告……………(")……25
 配水管布設替工事・配水管布設工事及び消火栓新設工事(根成柿第3工区)に関する条件付き一般競争入札公告……………(")……27
 配水管布設替工事及び消火栓新設工事(神楽第1工区)に関する条件付き一般競争入札公告……………(")……29
 配水管布設替工事及び消火栓新設工事(野口第1工区)に関する条件付き一般競争入札公告……………(")……31
 配水管布設替工事及び消火栓新設工事(野口第2工区)に関する条件付き一般競争入札公告……………(")……33
 配水管布設替工事及び消火栓新設工事(野口第3工区)に関する条件付き一般競争入札公告……………(")……35

平成22年度大和高田市職員採用試験(医療職).....	(市立病院総務企画課).....	37
教育委員会		
教育委員会7月定例委員会の招集.....	(教育総務課).....	39
選挙管理委員会		
選挙管理委員会の招集.....	(選挙管理委員会).....	39
農業委員会		
農業委員会8月定例委員会の招集.....	(農業委員会).....	40

規 則**規則第29号**

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年6月29日

大和高田市長 吉田 誠 克

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年規則第6号)の一部を次のように改正する。

第9条の5の見出しを「(介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限)」に改め、同条本文中「前2条(第9条の3第1項、同条第3項第4号、前条第1項及び同条第3項第4号)」を「前3条(第9条の3第2項第3号、第9条の4第1項、同条第3項第3号及び第4号、前条第2項第3号)」に、「第8条の2第3項」を「第8条の2第2項及び第8条の3第4項」に改め、同条後段中「この場合において」の次に「、第9条の3中「条例第8条の2第1項」とあるのは「条例第8条の2第2項において準用する同条第1項」と、「子」とあるのは「要介護者」と、「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と職員との親族関係が消滅した」と」を加え、「第9条の3中」を「第9条の4中」に、「第8条の2第1項」を「第8条の3第1項」に、「第8条の2第3項」を「第8条の3第4項」に改め、「、養育する」とあるのは「介護する」とを削り、「取消しにより」の次に「当該請求をした」を加え、「第8条の2第2項」を「第8条の3第2項又は第3項」に、「同条第2項」を「同条第3項」に改め、同条を第9条の6とする。

第9条の4第1項を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「第8条の2第2項」を「第8条の3第2項又は第3項」に、「各号の」を「各号に」に改め、同項第1号中「第8条の2第2項」を「第8条の3第2項又は第3項」に改め、同号に後段として次のように加える。

この場合において、条例第8条の3第2項の請求に係る期間と同条第3項の請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

第9条の4第2項第2号及び第3号中「第8条の2第2項」を「第8条の3第2項又は第3項」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項第4号を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項中「第3項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「第2項第5号」を「第1項第5号」に改め、同項を同条第5項とし、同条を第9条の5とする。

第9条の3第1項中「第8条の2第1項」を「第8条の3第1項」に改め、同条第2項中「第8条の2第1項」を「第8条の3第1項」に、「各号の」を「各号に」に改め、同条を第9条の4とする。

第9条の2の次に次の1条を加える。

(育児を行う職員の早出遅出勤務)

第9条の3 条例第8条の2第1項の請求は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 職員は、書面により、条例第8条の2第1項に規定する早出遅出勤務を請求する一の期間について、その初日(以下この条において「早出遅出勤務開始日」という。)及び末日(以下この条において「早出遅出勤務終了日」という。)とする日を明らかにして、早出遅出勤務開始日の1月前までに請求を行わなければならない。
- (2) 前号の請求があった場合においては、任命権者は、公務の運営の支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。また、当該通知後において、公務の運営に支障が生じる日があることが明らかとなった場合にあっては、任命権者は、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない。
- (3) 任命権者は、請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対し証明書類の提出を求めることができる。

2 前項第1号の請求がされた後早出遅出勤務開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

- (1) 当該請求に係る子が死亡した場合
- (2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合
- (3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

3 早出遅出勤務開始日以後早出遅出勤務終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、早出遅出勤務の請求は、当該事由が生じた日を早出遅出勤務終了日とする請求であったものとみなす。

4 前2項に規定する場合においては、職員は遅滞なく、第2項各号に掲げる事由が生じた旨を任命権者に届け出なければならない。

5 第1項第3号の規定は、前項の届出について準用する。

第15条第3項中「第12号」を「第13号」に改める。

別表第2第12号中「含む」の次に「。以下この号において同じ」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「世話」の次に「又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話」を、「5日」の次に「(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)」を加え、同表中第19号を第20号とし、第13号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の1号を加える。

<p>(13) 条例第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この号において「要介護者」という。)の介護その他の市長が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>1の年において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間</p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年6月30日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の日を早出遅出勤務開始日とする改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する規則第9条の3第1項の規定による請求、施行日以後の日を時間外勤務制限開始日とする同規則第9条の5第1項の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、同規則第9条の3又は第9条の5の規定の例により、これらの請求を行うことができる。

3 施行日前に使用された改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する規則別表第2第12号の休暇については、改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する規則別表第2第12号の休暇として使用されたものとみなす。

規則第30号

大和高田市職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年6月29日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市職員の育児休業等に関する条例施行規則(平成4年規則第12号)の一部を次のよう

に改正する。

第3条第1項を削り、同条第2項中「育児休業計画書」を「育児休業等計画書」に改め、同項を同条とする。

第5条第1項第4号を削る。

第6条中「第5条第2号に掲げる」を「第5条に規定する」に改める。

第9条を次のように改める。

(再度の育児短時間勤務をする場合の養育計画の申出)

第9条 第3条の規定は、条例第11条第5号の規定による申出について準用する。

第12条後段を削る。

様式第1号から様式第5号までを次のように改める。

様式第1号(第3条関係)

育児休業等計画書

年 月 日			
殿			
請求者 所 属 職 名 氏 名 印			
再度の育児休業又は育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児休業等の計画について下記のとおり提出します。			
なお、下記の記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。			
1 請求の別	育児休業	育児短時間勤務	
2 請求に係る子			
子の氏名		生年月日	年 月 日生
3 請求者の計画			
請求期間	年 月 日から 年 月 日まで		
再度の請求予定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
4 備考			

(注) 1 育児休業等計画書は、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書と同時に(変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく)提出するものとする。

2 「請求期間」欄には、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入する。

3 子の出生前に提出する場合は、「2 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。

4 変更の届出の場合は、1から3までの記載事項のうち変更する箇所のみ記入する。

5 該当する には/印を記入すること。

様式第2号(第3条の2関係)

育児休業承認請求書

	年 月 日 殿 請求者 所 属 職 氏 名 印	
下記のとおり	育児休業の承認 育児休業の期間の延長	を請求します。
1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄	
	生 年 月 日	年 月 日生
2 請求の内容	育児休業の承認	育児休業の期間の延長
	再度の育児休業の承認 再度の育児休業の期間の延長 (再度の育児休業又は育児休業の期間の延長が必要な事情を記入)	
3 請求期間	年 月 日から	年 月 日まで
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から	年 月 日まで
	年 月 日から	年 月 日まで
5 備考		

(注) 1 この請求書(育児休業の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等)を添付すること(写しでも可)。

2 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。

3 「5 備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合(当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員(当該期間内に産後休暇(職員の勤務時間、休暇等に関する規則別表第2第7号に掲げる場合における休暇をいう。)により勤務しなかった職員を除く。)が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。)その氏名、請求者との続柄及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。

4 該当する には、印を記入すること。

様式第3号(第5条関係)

養育状況変更届

年 月 日

殿

請求者 所 属
職 名
氏 名 印

育 児 休 業
次のとおり 育児短時間勤務 に係る子の養育の状況について変更が生じたので届け出
育 児 時 間 育 児 時 間

ます。

1 届出の事由

育児休業等に係る子を養育しなくなった。

同居しなくなった。 負傷・疾病 託児できるようになった。

その他()

育児休業等に係る子が死亡した。

育児休業等に係る子と離縁した(養子縁組の取消しを含む。)

育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。

その他()

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

(注) 該当する には△印を記入すること。

様式第4号(第15条関係)

(表)

部分休業承認請求書

年 月 日

殿

請求者 所 属
職 名
氏 名 印

下記のとおり部分休業の承認を請求します。

1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄	
	生 年 月 日	年 月 日生

2 請求期間 及び時間	期 間		時 間
	年 月 日から 年 月 日まで	毎 日 その他()	午前 時 分~ 時 分 午後 時 分~ 時 分
	年 月 日から 年 月 日まで	毎 日 その他()	午前 時 分~ 時 分 午後 時 分~ 時 分
3 備 考			

- (注) 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等）を添付すること（写しでも可）。
- 2 請求に係る子について、（ア）職員以外の当該子の親が部分休業その他の育児のための短時間勤務の制度の適用を受けている場合、（イ）託児の態様、通勤の状況以外に部分休業を必要とする事情がある場合には、その内容を備考欄に記入すること。
- 3 部分休業の承認が、職員からの申請に基づき取り消された場合は、その旨を裏面に記入すること。
- 4 該当する には、印を記入すること。
(裏)

日付	休業の承認を取り消された時間		時間数	請求者印	任命権者印	備 考
	午 前	午 後				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			

	時 分 時 分まで	時 分 時 分まで	時間 分			
	時 分 時 分まで	時 分 時 分まで	時間 分			
	時 分 時 分まで	時 分 時 分まで	時間 分			
	時 分 時 分まで	時 分 時 分まで	時間 分			
	時 分 時 分まで	時 分 時 分まで	時間 分			

様式第5号(第11条関係)

育児短時間勤務承認請求書

年 月 日	
殿	請求者 所 属 職 名 氏 名
下記のとおり	印
育児短時間勤務の承認	を請求します。
育児短時間勤務の期間の延長	
1 請求に係る子	氏 名
	続 柄
	生 年 月 日
年 月 日生	
2 請求の内容	育児短時間勤務の承認 育児短時間勤務の期間の延長
	再度の育児短時間勤務の承認
	(再度の育児短時間勤務が必要な事情を記入)
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 勤務の形態	週 時間 分勤務 (育児休業法第10条第1項第 号の勤務の形態)
	勤務の日 及び 時間帯
月(: ~ :) 火(: ~ :)	
水(: ~ :) 木(: ~ :)	
金(: ~ :)	
5 既に育児短時間勤務をした期間	年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日から 年 月 日まで
6 備考	

(注) 1 この請求書(育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等)を添付すること(写しでも可)。

2 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。

- 3 「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難しい場合には、「6 備考」欄に必要な事項を記入すること。
- 4 「6 備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合においては、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 5 該当する には、**△**印を記入すること。

附 則

この規則は、平成22年6月30日から施行する。

規則第32号

大和高田市立解放青少年会館設置条例施行規則等に規定する休館日の特例に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

平成22年7月15日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市立解放青少年会館設置条例施行規則等に規定する休館日の特例に関する規則を廃止する規則

大和高田市立解放青少年会館設置条例施行規則等に規定する休館日の特例に関する規則(平成元年規則第2号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

訓令第11号

大和高田市建設工事設計変更事務取扱要領を次のように定める。

平成22年5月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市建設工事設計変更事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この訓令は、設計変更に係る建設工事の適正な施行を確保するため、設計変更及び契約変更の手續について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において「設計変更」とは、公共工事標準請負約款(昭和25年中央建設業審議会決定)第18条、第19条及び第20条の規定に基づき設計図書を変更することをいう。

2 この訓令において「契約変更」とは、設計変更の決定に伴う契約の変更をいう。

(設計変更の基準)

第3条 設計変更は、次の各号のいずれかに該当する事実を発見し、調査した結果、必要があると認められた場合に行うものとする。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問解答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
- (2) 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。

	概算増減額	累積概算増減額 (B)	当初又は変更請負代金額に対する比率 (B / A)
第1回	円	円	%
第2回	円	円	%
第3回	円	円	%
請負者			
現場代理人		監督職員	
工事場所		工事名	
		工期	
(協議事項)			

- 1 協議事項を説明するために、図面等の資料を添付する。

告示

告示第95号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第5条の規定により告示します。

平成22年7月16日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

平成22年7月30日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

平成22年4月6日、同月7日、同月13日、同月15日、同月19日、同月21日、同月27日

告示第97号

平成22年度市民税・県民税納税通知書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、財務部税務課市民税グループで保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成22年7月23日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 納税通知書の発送年月日

平成22年6月11日

2 この公示送達により変更する納期限

変更前 平成22年6月30日

変更後 平成22年8月31日

3 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み。

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第98号

平成22年度交付要求通知書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成22年7月23日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 この通知の発送年月日

平成22年7月13日

2 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み。

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第99号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定に基づき、次の者を職権により消除したので、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令292号)第12条第4項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大和高田市長に対し異議申立てをすることができると共に、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、奈良県知事に対し審査請求をすることができる。

平成22年7月29日

大和高田市長 吉田 誠 克

記

1. 職権消除日 平成22年7月29日

2. 職権消除される者 市役所前の掲示場に掲示済み。

告示第100号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定に基づき、次の者を職権により消除したので、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令292号)第12条第4項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大和高田市長に対し異議申立てをすることができると共に、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、奈良県知事に対し審査請求をすることができる。

平成22年7月29日

大和高田市長 吉田 誠 克

記

1. 職権消除日 平成22年7月29日

2. 職権消除される者 市役所前の掲示場に掲示済み。

告示第101号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年7月30日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため

2. 移動年月日

平成22年7月5日、同月7日、同月13日、同月15日、同月20日、同月26日、同月29日

3. 移動対象区域

近鉄松塚駅・近鉄築山駅・近鉄大和高田駅・近鉄高田市駅・JR高田駅・近鉄浮孔駅周辺自転車等放置禁止区域

4. 保管場所

大和高田市曾大根
大和高田市高架下自転車保管所

5. 引取期間

移動日から60日間。ただし、祝日は除く。

6. 引取時間

午前9時～正午・午後1時～午後5時
ただし、土曜日・日曜日は午前9時～正午

7. 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア. 移動費 2,000円

イ. 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8. 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

公 告**公告第70号**

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供します。

平成22年7月15日

大和高田市長 吉田 誠 克

公告第71号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成22年7月23日	
大和高田市長 吉田 誠 克	
1 工事名	天満配水場緊急遮断弁及び流量調整弁設置工事
2 工事場所	大和高田市吉井地内
3 工事期間	契約締結の日から平成23年3月25日(金)
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとし、</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者名簿の機械器具設置工事又は水道施設工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書(有効期限内にある直近のもの)の結果における総合評定値が、1,000点以上であること。</p> <p>(3) 平成12年4月1日以降で、上水道施設における450mm以上の緊急遮断弁の設置工事を元請けで履行実績を有する者であること。</p> <p>(4) 次に掲げる入札に係る設計業務の受託者と資本又は人事面において関連のある者でないこと。</p> <p>名称 関西技術コンサルタント株式会社 所在地 大阪府茨木市上中条二丁目10番27号</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び資料を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書とともに5(3)の要件を満たすことを証するための実績書を同時に提出してください。実績書には工事名、契約相手方名、契約金額、履行期間及び工事概要(緊急遮断弁設置部分は詳細に記入してください。)を明記し、当該契約書の写しを添付してください。</p> <p>(2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(3) 受付期間 平成22年7月23日(金)から平成22年8月3日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成22年8月4日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>

8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成22年7月23日(金)から平成22年8月2日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 現場説明	<p>現場説明は希望者に次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成22年7月26日(月)から平成22年8月6日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(3) 受付方法 FAX又は直接来庁にて受け付けます。</p> <p>(4) 受付場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市水道事業庁舎 2階水道工務課 担当 辻本 TEL 0745-52-3901 FAX 0745-23-3850</p> <p>(5) 現場説明日時 平成22年8月9日(月)から平成22年8月11日(水)までの期間で担当職員が日時を設定します。</p>
10 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成22年7月23日(金)から平成22年8月19日(木)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成22年8月20日(金)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
11 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成22年8月25日(水) 入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
12 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
13 入札保証金	<p>免除します。</p>
14 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成22年8月26日(木)午前10時00分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
15 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
16 落札者	<p>落札者は、この公告に示した工事を履行できると大和高田市長が判断した入札者</p>

の決定	であって、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
17 契約保証金	免除します。
18 最低制限基準比較価格	金45,980,000円(消費税等抜き)
19 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
20 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
21 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第72号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成22年7月23日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	無停電電源装置取替修理工事
2 工事場所	大和高田市大東町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成23年1月31日(月)
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者名簿の電気工事に登録されている者であること。 (2) 奈良県内に本店又は営業所を有する者であること。(営業所とは本社から契約等の権限を受任し、大和高田市と直接契約等を行える事業所とする。) (3) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書(有効期限内にある直近のもの)の結果における電気工事の総合評定値が、1,000点以上であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (3) 受付期間 平成22年7月23日(金)から平成22年8月2日(月)

	<p>まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成22年8月3日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成22年7月23日(金)から平成22年8月2日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成22年7月23日(金)から平成22年8月10日(火)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成22年8月11日(水)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成22年8月25日(水) 入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成22年8月26日(木)午前10時30分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者	<p>落札者は、この公告に示した工事を履行できると大和高田市長が判断した入札者</p>

の決定	であって、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	金12,890,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1)大和高田市入札者心得に準拠する。 (2)天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3)詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第73号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成22年7月23日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	配水管布設替工事及び消火栓新設工事(出第1工区)
2 工事場所	大和高田市出地内
3 工事期間	契約締結の日から平成22年10月29日(金)
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1)大和高田市競争入札参加資格者名簿の管工事(水道)に登録されている者であること。 (2)大和高田市内に本店を有する者であること。 (3)石綿作業主任者を配置することができる者であること。 (4)地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5)大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (6)大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び資料を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1)申請書は本市指定様式(管工事(水道)用)によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2)申請書とともに5の(3)の要件を満たすための資格者を証明する書類の写しを添付してください。 (3)申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (4)受付期間 平成22年7月23日(金)から平成22年7月27日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。

	(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (6) 受付場所 大和高田市大東100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 平成22年7月27日(火) (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。 (1) 閲覧等の期間 平成22年7月23日(金)から平成22年7月30日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで (3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市水道事業庁舎 3階会議室
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期間 平成22年7月23日(金)から平成22年7月30日(金)まで (2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで (3) 送信先 大和高田市上下水道部水道工務課工務係 FAX 0745-23-3850 (4) 回答期限 平成22年7月30日(金)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成22年8月5日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成22年8月6日(金)午前9時30分から (2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者	落札者は、この公告に示した工事を履行できると大和高田市長が判断した入札者

の決定	であって、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥11,070,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1)大和高田市入札者心得に準拠する。 (2)天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3)入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4)詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第74号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成22年7月23日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	配水管布設工事及び消火栓新設工事(藤森)
2 工事場所	大和高田市藤森地内
3 工事期間	契約締結の日から平成22年10月29日(金)
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1)大和高田市競争入札参加資格者名簿の管工事(水道)に登録されている者であること。 (2)大和高田市内に本店を有する者であること。 (3)地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (4)大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (5)大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1)申請書は本市指定様式(管工事(水道)用)によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2)申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (3)受付期間 平成22年7月23日(金)から平成22年7月27日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (4)受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (5)受付場所 大和高田市大中100番地の1

大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)	
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成22年7月27日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成22年7月23日(金)から平成22年7月30日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市水道事業庁舎 3階会議室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成22年7月23日(金)から平成22年7月30日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市上下水道部水道工務課工務係 FAX 0745-23-3850</p> <p>(4) 回答期限 平成22年7月30日(金)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成22年8月5日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成22年8月6日(金)午前9時40分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、この公告に示した工事を履行できると大和高田市長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>

16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥9,900,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1)大和高田市入札者心得に準拠する。 (2)天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3)入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4)詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第75号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成22年7月23日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	配水管布設替工事(根成柿第1工区)
2 工事場所	大和高田市根成柿地内
3 工事期間	契約締結の日から平成22年10月29日(金)
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1)大和高田市競争入札参加資格者名簿の管工事(水道)に登録されている者であること。 (2)大和高田市内に本店を有する者であること。 (3)耐震継手配管技能者を配置することができる者であること。 (4)地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5)大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (6)大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び資料を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1)申請書は本市指定様式(管工事(水道)用)によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2)申請書とともに5の(3)の要件を満たすための資格者を証明する書類の写しを添付してください。 (3)申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (4)受付期間 平成22年7月23日(金)から平成22年7月27日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (5)受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

	(6) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 平成22年7月27日(火) (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。 (1) 閲覧等の期間 平成22年7月23日(金)から平成22年7月30日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで (3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市水道事業庁舎 3階会議室
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期間 平成22年7月23日(金)から平成22年7月30日(金)まで (2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで (3) 送信先 大和高田市上下水道部水道工務課工務係 FAX 0745-23-3850 (4) 回答期限 平成22年7月30日(金)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成22年8月5日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成22年8月6日(金)午前9時50分から (2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、この公告に示した工事を履行できると大和高田市市長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者と

	します。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥10,910,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1)大和高田市入札者心得に準拠する。 (2)天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3)入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4)詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第76号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成22年7月23日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	配水管布設替工事及び消火栓新設工事(根成柿第2工区)
2 工事場所	大和高田市根成柿地内
3 工事期間	契約締結の日から平成22年11月30日(火)
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1)大和高田市競争入札参加資格者名簿の管工事(水道)に登録されている者であること。 (2)大和高田市内に本店を有する者であること。 (3)耐震継手配管技能者を配置することができる者であること。 (4)石綿作業主任者を配置することができる者であること。 (5)地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (6)大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7)大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び資料を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1)申請書は本市指定様式(管工事(水道)用)によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2)申請書とともに5の(3)及び(4)の要件を満たすための資格者を証明する書類の写しを添付してください。 (3)申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (4)受付期間 平成22年7月23日(金)から平成22年7月27日(火)

	<p>まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成22年7月27日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成22年7月23日(金)から平成22年7月30日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市水道事業庁舎 3階会議室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成22年7月23日(金)から平成22年7月30日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市上下水道部水道工務課工務係 FAX 0745-23-3850</p> <p>(4) 回答期限 平成22年7月30日(金)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成22年8月5日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成22年8月6日(金)午前10時00分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>

15 落札者の決定	落札者は、この公告に示した工事を履行できると大和高田市長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥9,990,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第77号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成22年7月23日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	配水管布設替工事・配水管布設工事及び消火栓新設工事(根成柿第3工区)
2 工事場所	大和高田市根成柿地内
3 工事期間	契約締結の日から平成22年12月28日(火)
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の管工事(水道)に登録されている者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (5) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式(管工事(水道)用)によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (3) 受付期間 平成22年7月23日(金)から平成22年7月27日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

	(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 平成22年7月27日(火) (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。 (1) 閲覧等の期間 平成22年7月23日(金)から平成22年7月30日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで (3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市水道事業庁舎 3階会議室
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期間 平成22年7月23日(金)から平成22年7月30日(金)まで (2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで (3) 送信先 大和高田市上下水道部水道工務課工務係 FAX 0745-23-3850 (4) 回答期限 平成22年7月30日(金)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成22年8月5日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成22年8月6日(金)午前10時10分から (2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、この公告に示した工事を履行できると大和高田市市長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者と

	します。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥10,460,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1)大和高田市入札者心得に準拠する。 (2)天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3)入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4)詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第78号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成22年7月23日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	配水管布設替工事及び消火栓新設工事(神楽第1工区)
2 工事場所	大和高田市神楽地内
3 工事期間	契約締結の日から平成22年10月29日(金)
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1)大和高田市競争入札参加資格者名簿の管工事(水道)に登録されている者であること。 (2)大和高田市内に本店を有する者であること。 (3)石綿作業主任者を配置することができる者であること。 (4)地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5)大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (6)大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び資料を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1)申請書は本市指定様式(管工事(水道)用)によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2)申請書とともに5の(3)の要件を満たすための資格者を証明する書類の写しを添付してください。 (3)申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (4)受付期間 平成22年7月23日(金)から平成22年7月27日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。

	(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (6) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 平成22年7月27日(火) (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。 (1) 閲覧等の期間 平成22年7月23日(金)から平成22年7月30日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで (3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市水道事業庁舎 3階会議室
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期間 平成22年7月23日(金)から平成22年7月30日(金)まで (2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで (3) 送信先 大和高田市上下水道部水道工務課工務係 FAX 0745-23-3850 (4) 回答期限 平成22年7月30日(金)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成22年8月5日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成22年8月6日(金)午前10時20分から (2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者	落札者は、この公告に示した工事を履行できると大和高田市長が判断した入札者

の決定	であって、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥9,840,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1)大和高田市入札者心得に準拠する。 (2)天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3)入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4)詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第79号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成22年7月23日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	配水管布設替工事及び消火栓新設工事(野口第1工区)
2 工事場所	大和高田市野口地内
3 工事期間	契約締結の日から平成22年10月29日(金)
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1)大和高田市競争入札参加資格者名簿の管工事(水道)に登録されている者であること。 (2)大和高田市内に本店を有する者であること。 (3)耐震継手配管技能者を配置することができる者であること。 (4)石綿作業主任者を配置することができる者であること。 (5)地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (6)大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7)大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び資料を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1)申請書は本市指定様式(管工事(水道)用)によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2)申請書とともに5の(3)及び(4)の要件を満たすための資格者を証明する書類の写しを添付してください。 (3)申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。

	<p>(4) 受付期間 平成22年7月23日(金)から平成22年7月27日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成22年7月27日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成22年7月23日(金)から平成22年7月30日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市水道事業庁舎 3階会議室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成22年7月23日(金)から平成22年7月30日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市上下水道部水道工務課工務係 FAX 0745-23-3850</p> <p>(4) 回答期限 平成22年7月30日(金)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成22年8月5日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成22年8月6日(金)午前10時30分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点におい</p>

	て5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、この公告に示した工事を履行できると大和高田市市長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥11,060,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1)大和高田市入札者心得に準拠する。 (2)天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3)入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4)詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第80号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成22年7月23日

大和高田市市長 吉田 誠 克

1 工事名	配水管布設替工事及び消火栓新設工事(野口第2工区)
2 工事場所	大和高田市野口地内
3 工事期間	契約締結の日から平成22年11月30日(火)
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1)大和高田市競争入札参加資格者名簿の管工事(水道)に登録されている者であること。 (2)大和高田市内に本店を有する者であること。 (3)耐震継手配管技能者を配置することができる者であること。 (4)石綿作業主任者を配置することができる者であること。 (5)地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (6)大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7)大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び資料を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1)申請書は本市指定様式(管工事(水道)用)によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2)申請書とともに5の(3)及び(4)の要件を満たすための資格者を証明する書類の写しを添付してください。

	<p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成22年7月23日(金)から平成22年7月27日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成22年7月27日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成22年7月23日(金)から平成22年7月30日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市水道事業庁舎 3階会議室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成22年7月23日(金)から平成22年7月30日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市上下水道部水道工務課工務係 FAX 0745-23-3850</p> <p>(4) 回答期限 平成22年7月30日(金)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとし、</p> <p>(1) 期限 平成22年8月5日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成22年8月6日(金)午前10時40分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を</p>

	行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、この公告に示した工事を履行できると大和高田市長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥9,790,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第81号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成22年7月23日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	配水管布設替工事及び消火栓新設工事(野口第3工区)
2 工事場所	大和高田市野口地内
3 工事期間	契約締結の日から平成22年12月28日(火)
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の管工事(水道)に登録されている者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 耐震継手配管技能者を配置することができる者であること。 (4) 石綿作業主任者を配置することができる者であること。 (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び資料を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式(管工事(水道)用)によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。

	<p>(2) 申請書とともに5の(3)及び(4)の要件を満たすための資格者を証明する書類の写しを添付してください。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成22年7月23日(金)から平成22年7月27日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成22年7月27日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成22年7月23日(金)から平成22年7月30日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市水道事業庁舎 3階会議室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成22年7月23日(金)から平成22年7月30日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市上下水道部水道工務課工務係 FAX 0745-23-3850</p> <p>(4) 回答期限 平成22年7月30日(金)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成22年8月5日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成22年8月6日(金)午前10時50分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p>

無効	(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、この公告に示した工事を履行できると大和高田市市長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥11,010,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第82号

大和高田市職員採用規程(平成21年訓令第6号)第6条の規定に基づき、平成22年度大和高田市職員採用試験(医療職)の実施を次のとおり公告する。

平成22年8月1日

大和高田市市長 吉田 誠 克

1 職種、採用予定人員及び受験資格

職種	採用予定人員	受験資格
看護師	12名	(1) 昭和35年4月2日以降に生まれた者で「保健師助産師看護師法」による看護師免許を有するもの又は平成23年に免許取得見込みのもの (2) 大和高田市立病院で交代制勤務可能な者
助産師	2名	(1) 昭和35年4月2日以降に生まれた者で「保健師助産師看護師法」による助産師免許を有するもの又は平成23年に免許取得見込みのもの (2) 大和高田市立病院で交代制勤務可能な者
臨床工学技士	1名	昭和55年4月2日以降に生まれた者で「臨床工学技士法」による臨床工学技士免許を有するもの又は平成23年に免許取得見込みのもの
診療放射線技師	2名	昭和59年4月2日以降に生まれた者で「診療放射線技師法」による診療放射線技師免許を有するもの又は平成23年に免許取得見込みのもの
臨床検査技師	1名	昭和59年4月2日以降に生まれた者で「臨床検査技師等に関する法律」による臨床検査技師免許を有するもの又は平成23年に免許取得見込みのもの
薬剤師	1名	昭和46年4月2日以降に生まれた者で「薬剤師法」による薬剤師免許を有するもの又は平成23年に免許取得見込みのもの

看護専門学校 専任教員	1名	昭和46年4月2日以降に生まれた者で保健師、助産師、又は看護師として5年以上業務に従事し、専門分野の教育内容の1つの業務に3年以上従事したもの(精神看護学、小児看護学、老年看護学のいずれかの専門領域)(看護教員養成課程修了の有無は問いません)
----------------	----	---

(1) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

成年被後見人又は被保佐人

禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

大和高田市において懲戒免職を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

日本国籍を有しない者で、在留資格において就職等が制限されているもの

2 試験の日時・場所・試験の種類及び合格発表

区分	試験内容
日時	平成22年9月18日(土)午前9時から
場所	大和高田市立病院 講堂
試験の種類	小論文(60分) 口述試験(面接)
合格発表	試験後3週間程度(合否にかかわらず本人に通知します。)

3 受験手続

(1) 受付期間及び場所

受付期間：平成22年8月30日(月)から平成22年9月10日(金)まで
(ただし、土曜日及び日曜日は除く。)

受付時間：午前9時から午後5時まで(受験票を交付します。)

受付場所：大和高田市立病院 総務企画課

(注) 郵送での受付はしませんので、必ず持参して下さい(代理可)。

(2) 提出書類 必須書類 免許取得者 免許取得見込者

提出書類 職種	履歴書市 販A4判	写真 2枚	最終学校卒業 (見込)証明書	最終学校成 績証明書	免許証(写 し可)	返信用 封筒
看護師						
助産師						
臨床工学技士						
診療放射線技師						
臨床検査技師						
薬剤師						
看護専門学校 専任教員						

(注1) 写真は、3月以内に撮影した上半身の写真(縦4cm 横3cm)で、うち1枚は履歴書に貼付し、他1枚は受験票用に持参してください。

(注2) 返信用封筒(定形封筒：23.5cm×12.0cm)1通に80円切手を貼付し、宛名を記入してください。

(注3) 免許取得者は、最終学校の卒業証明書及び成績証明書は不要です。

4 合格から採用まで

(1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、大和高田市の職員として採用される資格を持つこととなります。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から1年間です。最終合格者のうち、卒業見込みの者が平成23年3月末日までに卒業できなかった場合、又は免許を平成23年に取得できなかった場合は、その時点で採用候補者名簿から抹消し採用を取り消します。

(3) 平成23年4月1日時点で免許試験結果が未定の場合は、4月中を技術見習とします。

5 給与等について

(1) 平成22年8月1日現在の初任給月額(免許取得者に限る。)は、看護師203,900円、助産師215,700円、臨床工学技士184,500円、診療放射線技師184,500円、臨床検査技師184,500円、薬剤師190,900円、看護専門学校専任教員209,800円です。

(2) 初任給は、採用前の経歴などに応じて加算されることがあります。

(3) 一般職の職員の給与に関する条例等に基づき、各種手当が支給されますが、一部手当については、当分の間、減額措置等がなされています。

6 その他

(1) 提出書類に不備がある場合は、お返しすることがありますが、このために生じた申込の遅延等には責任を負いませんので、受験手続には十分注意してください。

(2) 提出書類の記載事項に虚偽が判明した場合には、合格を取り消すことがあります。

(3) この試験に関する提出書類は、一切お返ししません。

(4) インターネットでも採用試験に関する情報を提供しています。(ホームページアドレス <http://www.ym-hp.yamatotakada.nara.jp>)

(5) 採用時には健康診断書を提出してください。

(6) 試験についての問い合わせ先

大和高田市立病院事務局総務企画課内「大和高田市(市立病院)職員採用試験委員会事務局」

教育委員会

教育委員会告示第13号

大和高田市教育委員会7月定例委員会を下記のとおり招集する。

平成22年7月6日

大和高田市教育委員会

委員長 松村 宗昭

記

日時 平成22年7月13日(火)午後2時00分～

場所 さざんかホール 4階 会議室

議案 第1号 後援願いについて

第2号 その他

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第31号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成22年7月2日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西 清一

1 日時 平成22年7月11日(日)午前9時00分

2 場所 大和高田市大字大中100番地の1

- 大和高田市役所 4階 会議室
- 3 議案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
第2号 その他

農業委員会

農業委員会告示第8号

大和高田市農業委員会8月定例委員会を次のとおり招集する。

平成22年7月26日

大和高田市農業委員会
会長 水 井 豊

- 日 時 平成22年8月6日(金)午後3時00分
- 場 所 大和高田市役所 3階 東会議室
- 議 案 第1号 農地法第4条規定による申請の件
第2号 農地法第5条規定による申請の件
第3号 農地法第18条第6項について通知の件
第4号 その他